

令和 5 年度

袋井市森町広域行政組合
定期監査結果報告書

袋井市森町広域行政組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項)

2 監査の対象

袋井市森町広域行政組合における令和 5 年 9 月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市森町広域行政組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長、消防本部総務課長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和 5 年 11 月 15 日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

(1) 中遠クリーンセンターにおける可燃ごみの減量化は、処理能力のキャパシティ等の理由から施設における重要課題であり、既に草木リサイクルや廃棄物リユース事業として地域情報サイト「ジモティー」等で行われている。資源の再利用や温室効果ガス排出量の削減に繋がる事業であることから、今後も継続して、構成市町との連携及び住民や事業所の理解や協力により積極的に取り組まれない。

また、し尿処理センターや公共下水道からの脱水汚泥については、中遠クリーンセンターで焼却処分していることから、可燃ごみの更なる減量化や地域における循環型社会構築のため、たい肥化とその活用について構成市町関連部署とともに研究されたい。

(2) 貴組合が所有する3つの衛生施設については、ごみ処理施設の中遠クリーンセンターは供用開始から15年、し尿処理施設の袋井衛生センター第1プラントは37年、火葬施設の中遠聖苑は39年である。いずれの施設も長寿命化のための予防保全に努めながら、今後の施設の在り方について方向性を検討しなくてはならない段階となっている。

大規模自然災害被災時における施設の在り方を含め、将来のあるべき姿について、構成市町と協議し、地元自治会の意向を踏まえて、方針や将来計画等について策定の検討をされたい。

(3) 消防本部においては、アクションプランにおいてSNSを活用した広報活動により、住宅用火災警報器の設置推進に取り組まれている。今後も各関係機関や民間事業所との協力・連携及び各世代に合わせた周知を行うことにより設置率向上に努められたい。

消防車両等27台の管理については、緊急時に適切に稼働できる体制を維持するため、必要な資機材整備や更新計画に基づいた車両管理が必須である。また、消防・救急車両は納期を要するため、更新困難とならないよう、早期発注により確実に整備されたい。

職員の研修については、研修計画に基づき、消防学校等専門的な機関での研修が行われている。今後も継続して効果的な研修を実施し、職員の資質向上を図るとともに、消防・救急活動時など、危険が伴う活動における職員の安全を守るための訓練、研修を計画し対策を講じられたい。